

昭和二十五年法律第三百三十七号

漁港及び漁場の整備等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 漁港の指定（第六条）

第三章 水産政策審議会（第七条—第十六条）

第四章 特定漁港漁場整備事業（第十七条—第二十四条の二）

第五章 漁港の維持管理（第二十五条—第三十条）

第六章 漁港施設等活用の促進（第四十一条—九条の五）

第七章 漁港協力団体（第六十一条—第六十五条）

第八章 雜則（第六十六条—第七十条）

第九章 責則（第七十一条—第七十三条）

（目的） 第一章 総則  
第一節 漁港施設等活用基本方針（第四十一条）  
第二節 漁港施設等活用事業の実施等（第四十一条—第四十七条）  
第三節 漁港水面施設運営権（第四十八条—第五十条）

（漁港の意義） 第二条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、及びその活用を促進し、もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。（漁港の意義）

（漁港施設の意義） 第三条 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第六条第一項から第四項までの規定により指定されたものをいう。（漁港施設の意義）

（漁港施設の意義） 第四条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいいう。

（漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却） 第五条 基本施設  
イ 外郭施設 流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁  
II 水産物を材料とする料理の提供を行う事業その他当該水産物の消費の増進に関する事業  
III 游漁（釣りその他の方法により水産動植物を採捕することをいい、漁業法第二条第一項

口 係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場  
ハ 水域施設 航路、泊地及び漁具管理水域

二 機能施設  
イ 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート  
ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設

ハ 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地  
二 漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設

ホ 补給施設 漁船のための給水、給水、燃料供給及び給電施設

ヘ 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷施設

ト 漁獲物の処理、保管、加工及び販売施設、荷さばき所、荷役機械、配達用作業施設、陸上養殖施設及び廃棄物処理施設

チ 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所

リ 漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設

ヌ 漁港管轄施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設、発電施設その他

ヨ 漁港の管理のための施設

ル 漁港浄化施設 公害の防止のための導水管、廃油処理施設、漁船内において生じた廃油の処理のための施設

ワ 廃船処理施設 漁船の破碎その他の処理のための施設

力 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所、避難施設、避難経路、防災情報提供施設

（漁港漁場整備事業の意義） 第四条 この法律で「漁港漁場整備事業」は、他の他の漁港の環境の整備のための施設

（漁港施設等活用事業の意義） 第四条の二 この法律で「漁港施設等活用事業」とは、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する次に掲げる事業をいう。

（漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却） 第五条 基本施設  
イ 外郭施設 流堤、防砂堤、防潮堤、導

二 優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成その他水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効用を回復するためのたい積物の除去その他の漁場の保全のための事業

漁港漁場整備事業で国が施行するものは、前項第一号に掲げる事業にあっては第三種漁港又は第四種漁港に係るものに限り、同項第二号に掲げる事業にあっては次に掲げる要件のいずれにも該当する事業であつて政令で定めるものに限るものとする。

一 我国の排他的經濟水域において施行されるものであること。

二 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十二条第二項第三号に規定する特定水産資源のうち、その数量その他の状況を勘案して、その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のあるものであつて、保護のための措置が講じられているものを対象とするものであること。

三 その事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

農林水産大臣は、第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ

なければならぬ。

前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

農林水産大臣は、第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ

なければならぬ。

前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

農林水産大臣は、第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ

なければならぬ。

前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

農林水産大臣は、第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ

なければならぬ。

前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

に規定する漁業に該当するものを除く。次条において同じ。）、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業その他該漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業

三 前二号に掲げる事業に附帯する事業（漁港水面施設運営権の意義）

四 第四条の三 この法律で「漁港水面施設運営権」とは、第四十八条の規定による設定を受けて、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業（遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。）を実施するために、当該水面の占用をして必要な施設を設置し、運営する権利をいう。

第五条 漁港の種類は、次のとおりとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なものとするもの

第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なものとするもの

第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかるらず、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

第二種漁港は、前項の規定にかかるらず、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

市町村長又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により指定した漁港について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合に、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該指

定の内容を変更し、又は当該指定を取り消すことができる。

農林水産大臣は、第三項又は第四項の規定により指定した漁港について、事情の変更その他の特別の事由があると認める場合には、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消すことができる。この場合において、指定の内容の軽微な変更で、農林水産大臣があらかじめ水産政策審議会の議を経て定めた基準に適合するものについては、水産政策審議会の議を経ることを要しない。

市町村長又は都道府県知事は、第一項若しくは第二項の指定又は第五項の変更をした場合において、漁港の区域を定め、又はこれを変更したときは、当該漁港の区域について、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

農林水産大臣は、第三項若しくは第四項の指定又は第六項の変更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該漁港の区域について、国土交通大臣に協議しなければならない。

市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

第三条第一項に規定する河川の河川区域又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定される海岸保全区域について、第六項から第四項までの指定又は第五項若しくは第六項の変更をしようとするときは、当該漁港の区域について、当該河川を管理する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議しなければならない。

第一項から第四項までの指定並びに第五項及び第六項の変更又は取消しは、告示です。

**第二章の二 漁港漁場整備基本方針**

農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の実施に資するため、政令

で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という。）

の案を作成し、閣議の決定を求めるべきである。

漁港漁場整備長期計画においては、我が国

水産業の基盤の整備における課題的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

漁港漁場整備長期計画は、水産物の加工及び流通の改善の動向並びに水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとする。

農林水産大臣は、第一項の規定により漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするとき

は、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

農林水産大臣は、漁港漁場整備長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針若しくは漁港漁場整備長期計画について審議するときその他必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は農林水産大臣の指示若しくは水産政策審議会の定める利害関係人の請求があつたときは、公聴会を開かなければならぬ。

**第十五条及び第十六条 削除**

**第四章 特定漁港漁場整備事業**

（地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業）

地方公共団体が漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「特定漁港漁場整備事業」という。）を施行しようとする場合（第十九条の三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。）には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。この場合において、地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の効率的な施行を確保する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体と共に、特定漁港

漁場整備事業計画の作成、届出及び公表をすることができる。

前項の特定漁港漁場整備事業計画においては、当該特定漁港漁場整備事業につき、目的、その施行に係る区域及び工事に関する事項、事業費に関する事項、効果に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を、当該公告の日からおおむね二十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

前項の規定による公告があつたときは、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該地方公共団体に対し意見書を提出することができる。

前項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による届出には、当該意見書の写しを添付しなければならない。

農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画が漁港漁場整備基本方針に適合していないと認めるときは、当該地方公共団体に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

地方公共団体は、前項の規定による求めを受けたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画について、必要な変更を行わなければならぬ。

農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画について第七項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

地方公共団体は、事情の変更その他の事由によつて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

地方法令は、事情の変更その他の事由によつて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第一項から第五項までの規定は、前項の規定による漁港漁場整備長期計画の変更について準用する。

**第二章の二 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項**

漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項





るほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

(漁港管理会)

**第二十七条** 漁港管理者は、漁港に、漁港管理会を置くことができる。

2 漁港管理会は、漁港管理者の諮問に応じ、漁港の維持管理に関する重要な事項を調査審議する。

3 第一項の規定により漁港管理会を設置した漁港の漁港管理者は、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に関する重要な事項については、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重しなければならない。

4 漁港管理会の組織及び運営に関する必要な事項は、漁港管理規程で定める。

**第二十八条から第三十三条まで 削除**

(漁港管理規程の制定及び変更)

**第三十四条** 漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関する必要な事項を定めるものとする。

2 漁港管理者は、漁港管理規程を制定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、漁港の維持管理の適正を図るために必要があると認めるときは、漁港管理者に対し、漁港管理規程について必要な助言又は勧告をすることができる。

4 農林水産大臣は、水産政策審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を定めることができ。 (利用の対価の徴収)

**第三十五条** 漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等の利用の対価を徴収することができる。

(土地、水面等の使用及び収用)

**第三十六条** 第二十四条の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2 漁港管理者は、非常災害のために急迫の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる処分をすることができる。

一 必要な土地、水面、船舶又は工作物を使用すること。

二 土石、竹木その他の物件（前号に掲げる物を除く。）を使用し、又は収用すること。

3 第二十四条第三項の規定は、前項の処分をした場合に準用する。

(漁港台帳)

**第三十六条の二** 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。

2 漁港台帳に記載する事項は、農林水産省令で定める。

(漁港施設の処分の制限)

**第三十七条** 漁港施設の所有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は取去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合、次条第四項の規定により貸付けをする場合又は第四十四条第一項に規定する認定計画（第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（漁港施設の貸付けに係るものに限る。）又は同条第四項第一号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする場合は、この限りでない。

3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

2 漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認められる場合には、前項の規定に違反した者に対する罰金を科すことができる。

3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

3 漁港管理者は、前項の認定をするに当たつては、農林水産省令で定めるところにより、当該方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう。第四十四条第一項において同じ。）であるため必要な措置を講じなければならない。

4 国又は地方公共団体は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項又は地方自治法（平成三年法律第九十号）第三百四十二条第一項に規定する認定計画（第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）、同条第四项第二号に掲げる事項又は第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

5 前項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

6 国有財産法第二十一条及び第一二三条から第二百三十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて適用する。

7 漁港管理者は、第二項の認定を受けた者が第二百三十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて適用する。

8 漁港管理者は、第一項の許可に漁港の保全上の第五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて適用する。

9 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

2 漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認められる場合には、前項の規定に違反した者に対する罰金を科すことができる。

3 漁港管理者は、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に申請する。

4 国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。）が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に申請する。

5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号に付随する事項が定められたものに限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

6 漁港管理者は、前項各号に定められたものに限る。これに変更しようとするときも、同様とする。

7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

8 都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当

土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為、第四十二条第一項に規定する認定計画（第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）、同条第四项第二号に掲げる事項又は第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3 漁港管理者は、第一項の許可に漁港の保全上の第五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて適用する。

4 国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。）が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に申請する。

5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号に付随する事項が定められたものに限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

6 漁港管理者は、前項各号に定められたものに限る。これに変更しようとするときも、同様とする。

7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

8 都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、当

該指定都市の長。以下この項において同じ。) (港湾法第五十八条第二項の規定に基づき公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による都道府県知事の職權を行う港湾管理者を含む)は、漁港の区域内における公有水面の埋立てについて、同法第二条第一項の規定による免許をしようとするときは、漁港管理者の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

一 特定漁港漁場整備事業計画によつてする埋立て

二 前号に掲げるもののほか、漁港施設の整備のためにする埋立て

三 前二号に掲げるもののほか、第一種漁港、第二種漁港又は第四種漁港の区域内の埋立てであつて当該漁港の利用を著しく阻害しないもの

(監督処分)

第三十九条の二 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。

一 前条第一項又は第五項の規定に違反した者

二 前条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他の不正な手段により前条第一項の規定による許可を受けた者

漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は污水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。

第一項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による措置に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。

第一項又は第二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失者にこれを実行せらることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行

5 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

6 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

7 漁港管理者は、第五項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して二月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

8 漁港管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

9 第七項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

10 第四項から第七項までに規定する工作物等の除却・保管・売却・公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第四項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

11 第六項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第五項の規定により保管した工作物等（第七項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する漁港管理者に帰属する。  
(負担金の通知及び納入手続等)

**第三十九条の三** 前条第十項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。  
(経過措置)

第三十九条第一項の規定により許可を要する行為を行つてゐる者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の規定により許可を受けたものとみなす。第六条第五項又は第六項の規定による漁港の区域の変更の際現に権原に基づき、その変更に伴い新たに第三十九条第一項の規定により許可を要することとなる行為を行つてゐる者についても、同様とする。

(土砂採取料及び占用料)

**第三十九条の五** 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域（漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について、第三十九条第一項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（第四十四条第一項に規定する認定計画において第四十二条第二項の第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、第三十九条第四項に規定する者については、この限りでない。

2 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

3 第一項の土砂採取料及び占用料並びに前項の過怠金は、当該漁港管理者の収入とする。

(活用推進計画)

**第二節 漁港施設等活用事業の実施等**

**第四十一条** 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港施設等活用基本方針に即して、漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）を定めることができること。

2 活用推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針
- 二 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間
- 三 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地
- 四 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水城に設定されている漁業権の内容や漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項
- 五 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項
- 六 第三号に掲げる漁港施設の貸付け又は同号に掲げる水域（第四十九条第一項第二号に掲げる漁港水面施設運営権の水域を除く。以下この節において同じ。）若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項
- 七 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により第三号に掲げる漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなつた場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項
- 八 前項第二号に掲げる実施期間は、三十年を超えないものとする。

4 漁港管理者は、活用推進計画に第二項第三号及び第六号に掲げる事項（漁港施設の貸付けに係るものに限る。）を定めるときは、あらかじめ、当該事項に係る漁港施設の所有者（当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならぬを得なければならない。

5 漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、あらかじめ、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならぬ。



規定する変更をしようとする場合における同項の規定の適用については、同項中「前三項」とあるのは、「前三項及び第四十九条第二項から第四項まで」とする。

(漁港水面施設運営権に関する実施計画における記載事項の追加等)

**第五十条** 前条第一項各号に掲げる事項を定めた活用推進計画が定められた漁港において、その実施しようとする漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者は、第四十二条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めた実施計画を作成し、第四十三条第一項の認定を申請するものとする。

一 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施計画を受けようとする漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施計画を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間の存続期間に関する事項

二 第五十九条第二項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定によるものが第五十九条第二項の規定により漁港水面施設運営権を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 漁港水面施設運営権を有する者(以下「漁港水面施設運営権者の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

四 漁港水面施設運営権者で法人であるものが第五十九条第二項の規定により漁港水面施設運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事が発生して当時現に当該漁港水面施設運営権者の親会社等(その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第八号において同じ。)であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくかつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」といいう。)

六 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八 法人であつて、その者の親会社等が前各号の(第三号及び第五号を除く。)のいずれかに該

当するもの

(漁港水面施設運営権の設定の時期等)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項各号に掲げる事項を定めた実施計画の認定の申請をすることができない。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項各号に掲げる事項及び第五十条第一項第一号から第五号までに掲げるのは、「漁港」と、「占用」とあるのは、「漁港」、と、「占用」とあるのは、「前条第二項第二号」とする。

(欠格事由)

第五十三条 漁港水面施設運営権は、物権とみな

し、この法律に別段の定めがある場合を除き、

土地に関する規定を準用する。

第五十四条 漁港水面施設運営権は、法人の合併

その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執

行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的と

なるほか、権利の目的となることができない。

(権利の目的)

第五十五条 漁港水面施設運営権は、分割し、又

は併合することができない。

第五十六条 前条第二項の許可を受けて漁港水

面施設運営権の移転があつたときは、移転前認定

計画並びに同条第三項に規定する資金計画及び

収支計画を、その漁港水面施設運営権の移転を

受けた者が認定を受けた実施計画とみなす。

(漁港水面施設運営権の存続期間)

第五十七条 漁港水面施設運営権の存続期間は、

十年以内とする。

二 前項の存続期間は、その満了の際、農林水産

省令で定めるところにより、申請により更新す

ることができる。ただし、その期間は、更新の

時から十年を超えることができない。

三 漁港管理者は、前項の申請があつた場合にお

いて、次の各号のいずれにも適合するときは、

漁港水面施設運営権の存続期間の更新をするも

のとする。

一 その申請を行つた者が第五十一条各号のい

ずれにも該当しないこと。

二 当該更新後の存続期間の末日が第五十条第

一項第一号に規定する漁港水面施設運営権に

係る漁港施設等活用事業の実施期間の末日以

前であることその他漁港水面施設運営権の存

続期間の更新が認定計画の内容に照らして適

切なものであること。

(登録)

第五十八条 漁港水面施設運営権及び漁港水面

施設運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変

更、消滅及び处分の制限並びに次条第二項の規

定による漁港水面施設運営権の行使の停止及び

その停止の解除は、漁港水面施設運営権登録簿

に登録する。

二 前項の規定による登録は、登記に代わるもの

とする。

一 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用

事業の内容及びその実施期間

二 漁港水面施設運営権の水域

三 漁港水面施設運営権の存続期間

(性質)

第五十九条 漁港水面施設運営権は、物権とみな

し、この法律に別段の定めがある場合を除き、

土地に関する規定を準用する。

第五十条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存続期間)

第五十一条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存続期間)

第五十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存続期間)

第五十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第五十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第五十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第五十六条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第五十七条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第五十八条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第五十九条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十一条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十六条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十七条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十八条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第六十九条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十一条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十六条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十七条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十八条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第七十九条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第八十条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第八十一条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第八十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第八十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第八十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

(存續期間)

第八十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

第八十六条 漁港水面施設運営権の存続期間

第八十七条 漁港水面施設運営権の存続期間

第八十八条 漁港水面施設運営権の存続期間

第八十九条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十一条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十六条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十七条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十八条 漁港水面施設運営権の存続期間

第九十九条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百一条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百五条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百六条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百七条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百八条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百九条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十一条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十六条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十七条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十八条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百十九条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二十条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二十六条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二十七条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二十八条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百二十九条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十一条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十六条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十七条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十八条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百三十九条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十一条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十六条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十七条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十八条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百四十九条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百五十条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百五十一条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百五十二条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百五十三条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百五十四条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百五十五条 漁港水面施設運営権の存続期間

第一百五十六条

- 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

4 漁港水面施設運営権登録簿について、は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

5 漁港水面施設運営権登録簿に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

6 前各項に規定するものほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（漁港水面施設運営権の取消し等）

**第五十九条** 漁港管理者は、第四十五条第二項の規定により漁港水面施設運営権の設定を受けて行われる漁港施設等活用事業に係る実施計画の認定を取り消したときは、当該漁港水面施設運営権を取り消さなければならない。

2 漁港管理者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、漁港水面施設運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一 漁港水面施設運営権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の方法により漁港水面施設運営権者となつたとき。

ロ 第五十一条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 漁港の区域内の水域を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 漁港管理者は、前二項の規定により、抵当権の設定が登録されている漁港水面施設運営権を取り消すときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

（漁港水面施設運営権者に対する補償）

**第六十条** 漁港管理者は、前条第二項（第二号に係る部分に限る。第六項において同じ。）の規定による漁港水面施設運営権の取消し又はその行使の停止によつて損失を受けた漁港水面施設運営権者又は漁港水面施設運営権者であつた者（以下この条において単に「漁港水面施設運営権者」という。）に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 前項の規定による損失の補償については、漁港管理者と漁港水面施設運営権者が協議しなければならない。

前項の規定による協議が成立しない場合には、漁港管理者は、自己の見積もつた金額を漁港水面施設運営権者に支払わなければならぬ。

前項の補償金額に不服がある漁港水面施設運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。

前項の訴えにおいては、当該漁港管理者を被告とする。

前項第二項の規定により取り消された漁港水面施設運営権の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくともよい旨の申出がある場合を除き、漁港管理者は、その補償金を供託しなければならない。

前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

漁港管理者は、第一項の規定による補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

## 第七章 漁港協力団体

(漁港協力団体の指定)

**第六十一条** 漁港管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして農林水産省令で定める団体を、その申請により、漁港協力団体として指定することができる。

漁港管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該漁港協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

漁港協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を漁港管理者に届け出なければならない。

漁港管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(漁港協力団体の業務)

**第六十二条** 漁港協力団体は、当該漁港協力団体を指定した漁港管理者が管理する漁港について、次に掲げる業務を行うものとする。

1 漁港管理者に協力して、漁港環境整備施設の除去その他の保全を行うこと。

- 二 漁港の維持管理若しくはその活用の促進（以下この条において「漁港の維持管理等」という。）又は漁港の発展に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する調査研究を行うこと。

四 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（監督等）

**第六十三条** 漁港管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 漁港管理者は、漁港協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとときは、漁港協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

3 漁港管理者は、漁港協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 漁港管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

**第六十四条** 農林水産大臣又は漁港管理者は、漁港協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（漁港協力団体に対する許可の特例）

**第六十五条** 漁港協力団体が第六十二条各号に掲げる業務を行うために必要な漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の一部の占用について、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもつて、当該規定による許可があつたものとみなす。

（漁港施設とみなされる施設）

**第六十六条** 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が関係地方公共団体の意見を聴いて指定したものは、これを当該漁港の漁港施設とみなす。

- 2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により施設の指定をしたときは、農林水産省令で定めることにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて指定したものは、これを当該漁港の漁港施設とみなす。この場合において、指定しようとする当該施設で、農林水産大臣があらかじめ水産政策審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、水産政策審議会の議を経ることを要しない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

(調査、測量及び検査)

第五十六条 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、第六条の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するためには必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は五日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができる。

第六十七条 農林水産大臣は、必要があると認める場合は、漁港管理者に対して、その職務の執行に関する必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七条 前二項の規定による立入り、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第八条 第一項の場合には、市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、遅滞なく、同項の立入り、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(国土交通大臣に対する協議)

第六十八条 漁港管理者は、主として運輸の用に供する施設について、第三十八条第一項の認可をし、第三十九条第一項の許可をし、又は第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)、同





て、「新法」という。第二十五条第一項第一号又は第二号に掲げる漁港の漁港管理者である地方公共団体であつて、それぞれ、同項第一号又は第二号に定める地方公共団体でないものは、

同第三項の規定により告示された漁港管理者とみなす。第三十七条の規定の施行の際現に新法第二十五条第一項第三号に掲げる漁港の漁港管理者である地方公共団体は、同号に定める漁港管理者となる。

**(罰則に関する経過措置)**  
**第十一條** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附見  
〔昭和元年五月八日法行第四回〕

昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六年一二月四日法律第九  
第一条 二号）抄  
(施行期日)

附則（昭和六年二月四日法律第九三号）抄

補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。  
号) 附 則 (平成三年三月三〇日法律第一五  
出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお從前の例により。

— 10 —

この法律は、公布の日から施行する。

(漁港法の一部改正に伴う経過措置)  
**第二十一条** この法律の施行前に第百六条の規定による改正前の漁港法第三十九条第四項の規定により日本国有鉄道が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、政令で定めるところにより、

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。  
号) 2 この法律(第十一一条及び第十九条の規定を除く。)による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特例に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度又は平成四年度ま

六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例による規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例による規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度が昭和六十四年度に亘る特例を除く）

第一項の規定により有給漁人及び清算事業団のうち政令で定める者に対し農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

特例に係る規定は、平成三年度から平成四年度（平成三年度の特例に係るものにあつては、平成二年度以前の年度）の予算に係る國の負担（當該國の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成二年度以前の年度）三年度とする。以下この項において同じ。）の予算に係る國の負担（當該國の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成二年度以前の年度）

度。以下この項において同じ。)の予算に係る國の負担(当該國の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十年度以前の年度における事

される事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国への負担又は補助を除く。)並びに平成三年度及び平成四年度における事務又は事業の実施により

務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき

**第四十二条** 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

の負担又は補助を除く。)並びに平成三年度及び平成四年度における事務又は事業の実施により平成五年度(平成三年度の特例に係るもの)につきては平成四年度とする。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される國の負担、

昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度に

附則（昭和六二年三月三一日法律第八号）抄  
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行

あつては平成四年度とする。以下この項において同じ。) 以降の年度に支出される国の負担、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度

おける事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項を除いて同じ。）以降の年度に支出され

2 する。  
この法律による改正後の森林法及び漁港法の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十三年度予算に係る國の負担（当該國の負担に係る部額

に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以後の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度において





までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、前項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針と読み替えるものとする。

## 2 農林水産大臣は、前項の漁港漁場整備事業に関する長期の計画につき同項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新規に定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

(費用の負担及び補助に関する経過措置)

**第四条** この法律による改正前の漁港法（以下「旧法」という。）の規定に基づき国が施行する漁港修築事業に要する費用に係る漁港管理者の負担については、旧法第二十条第一項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

2 旧法の規定に基づき地方公共団体が施行する漁港修築事業に係る国の負担又は補助のうち、平成十三年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成十四年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧法第二十条第一項から第五項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(資金の貸付けに関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に国が貸し付けた旧法附則第二項から第四項まで及び第十一項に規定する資金に係る貸付金については、旧法附則第二項から第十四項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

置は、政令で定める。

**附 則** (平成一四年二月八日法律第一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二三年五月一日法律第三十七条号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** この法律の施行前に第二十三条の規定による改正前の漁港漁場整備法第六条第七項の規定によりされた認可の申請に係る漁港の区域の指定又はその変更については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二十三条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二十四条** 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**附 則** (平成二三年八月三十日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行前に第六十二条の規定による改正前の漁港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体又は水産業協同組合が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第六十二条の規定による改正後の漁

港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、な

ども起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

**附 則** (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** この法律の施行前に第二十三条の規定による改正前の漁港漁場整備法第六条第七項の規定によりされた認可の申請に係る漁港の区域の指定又はその変更については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二十三条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二十四条** 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**附 則** (平成二六年六月六日法律第六九号) 抄  
(施行期日)

この法律は、平成二十六年六月六日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行前に第六十二条の規定による改正前の漁港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体又は水産業協同組合が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第六十二条の規定による改正後の漁

港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、な

ども起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

**附 則** (平成二六年六月四日法律第五二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** この法律の施行前に第二十三条の規定による改正前の漁港漁場整備法第六条第七項の規定によりされた認可の申請に係る漁港の区域の指定又はその変更については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二十三条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二十四条** 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**附 則** (平成二七年八月三十日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

この法律は、平成二十七年八月三十日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行前に第六十二条の規定による改正前の漁港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体又は水産業協同組合が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第六十二条の規定による改正後の漁

港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、な

ども起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

**附 則** (平成二七年九月一日法律第六九号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年九月一日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** この法律の施行前に第二十三条の規定による改正前の漁港漁場整備法第六条第七項の規定によりされた認可の申請に係る漁港の区域の指定又はその変更については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二十三条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二十四条** 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**附 則** (平成二八年九月三十日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

この法律は、平成二十八年九月三十日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行前に第六十二条の規定による改正前の漁港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体又は水産業協同組合が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第六十二条の規定による改正後の漁

港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、な

ども起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

**附 則** (平成二九年十月一日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** この法律の施行前に第二十三条の規定による改正前の漁港漁場整備法第六条第七項の規定によりされた認可の申請に係る漁港の区域の指定又はその変更については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二十三条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二十四条** 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**附 則** (平成二九年十一月三十日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

この法律は、平成二十九年十一月三十日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行前に第六十二条の規定による改正前の漁港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体又は水産業協同組合が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第六十二条の規定による改正後の漁

港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、な

ども起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

**附 則** (平成三十年十二月一日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十年十二月一日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** この法律の施行前に第二十三条の規定による改正前の漁港漁場整備法第六条第七項の規定によりされた認可の申請に係る漁港の区域の指定又はその変更については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二十三条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二十四条** 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**附 則** (平成三十一年一月三十日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)

この法律は、平成三十一年一月三十日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行前に第六十二条の規定による改正前の漁港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体又は水産業協同組合が公告した場合における公衆の縦覧に供する期間については、第六十二条の規定による改正後の漁

港漁場整備法第十七条第四項(同条第十一項並びに同法第十八条第三項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、な

に規定する漁港施設等活用基本方針を定めることができる。

<sup>2</sup> 前項の規定により定められた新漁港法第四十条第一項に規定する漁港施設等活用基本方針は、施行日において同条の規定により定められたものとみなす。

#### (審査請求に関する経過措置)

**第三条** 第一条の規定による改正前の漁港漁場整備法（以下この条において「旧漁港法」という。）若しくはこれに基づく命令又は旧漁港法第二十六条の漁港管理規程によつてした漁港管理者の処分についての審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

<sup>2</sup> 旧漁港法又はこれに基づく命令に基づく農林水産大臣の処分又はその不作為についての審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

#### (検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。